

年次有給休暇の取得について

ワーク・ライフ・バランスについて、社会福祉法人
吉城福祉会では年次有給休暇の取得促進を掲げて
進めております。

平成31年度は、法令でも年次有給休暇の付与日
数が10日以上の方は1年間で5日間の取得が義務
付けられています。一人あたり5日以上の取得をお
願いたします。

心と体のバランスをとるためにも、
年次有給休暇の計画的な取得を
お願い致します！！

各事業所内で協力し合い、年次有給休暇の取得が
どれだけでも出来るようにご協力ください。m(_ _)m

